

## 無料求人広告詐欺



顧問弁護士

多良法律事務所  
多良 博明

が経ち、無料期間が終了し、有料契約に切り替えられてしまつたケース。

2 判例では、これらのケースにつき、詐欺による契約の取消（民法96条1項）、錯誤無効（民法95条）、ないし公序良俗違反による契約の無効（民法90条）を認め、被害者の救済を図っています

では請求が容易には認められない。したがって、無料だと思っていた広告掲載料の請求があつた場合でも安易に支払いに応じないでください。

不當な請求であるか否かを判断する基準としては、うな説明がなされたか

① 契約締結の際、どのような説明があったか、解約の方法が制限されないかつたか、予告なく連絡先、住所が変更されていなかつたか。

特に解約の方法の説明はあったか、解約の方法が制限されないかつたか、予告なく連絡先、住所が変更されていなかつたか。

② 無料期間満了後、有料サービスに自動更新されるとの記載があつたか否か、あつたとしても有料に移行する契約書の文字が極めて小さく、またわかりにく箇所に記載されていなかつたか等。

上記の点で、不當請求に該当すると判断される場合、契約の取消または錯誤無効、公序良俗違反による無効を主張する旨を記載した内容証明郵便を相手方に送付するなどし、安易に支払に応じないようにしてください。

求人広告無料掲載と  
うたつた求人広告に  
容易に応募して多額  
の請求を受けた事案

最近、無料求人広告詐欺が横行しており、病院や採用担当者が被害に遭うケースが増えています。なお、消費者が勧誘を受けて契約した場合、特定商取引法のクーリングオフで解約できる場合がありますが、業者間の取引はその対象外となっています。

1 無料求人広告詐欺の手口

病院で普段から人手不足に悩み、求人を出してもなかなか応募者がいない状況が続いているような時、電話ないしメールで、この求人申込では一切費用がかからないとの説明であつたため、無料のサービスならと思い、申込をしました。

① 無料求人広告詐欺に

よくある手口として、無料期間が終了すると自動的に有料契約に切り替わる手法で、営業をかけている時点では、自動的に有料に切り替わることについて説明しないか、もしくは不十分で曖昧な説明に終始しているケース。

② また後で問題となつた場合を考え、有料契約への切り替えについて、あえてその説明は小さく、目立たないように記載してあつたり、分かりにくく記載して、事前に説明したと主張するケース。

③ 申込を完了するとその後の後掲載内容の確認などで連絡が1~2回あるもののその後連絡がなくなつたり、解約希望時には解約手続用の書類を送りますと約束しながら

3 無料求人広告詐欺に対する対応

不当な求人広告掲載料を請求する事案については前述したとおり、判例

バックナンバーをHPで公開中

協会HPトップ→「長崎保険医新聞」→「医師・歯科医師のための法律相談」からご覧いただけます。

※無断転載禁止